

## 法的諸手続

クレーンを設置する場合は、クレーン等安全規則によって製造許可・設置届・設置報告書等の手続と設置後の点検が義務づけられています。

注) 吊り上げ荷重=定格荷重+フック・クラブ/バケット等のつり具の荷重をいう。

クレーンとは、荷を動力を用いて吊上げ、これを水平に運搬(手動を含む)する事を目的とする機械装置です。

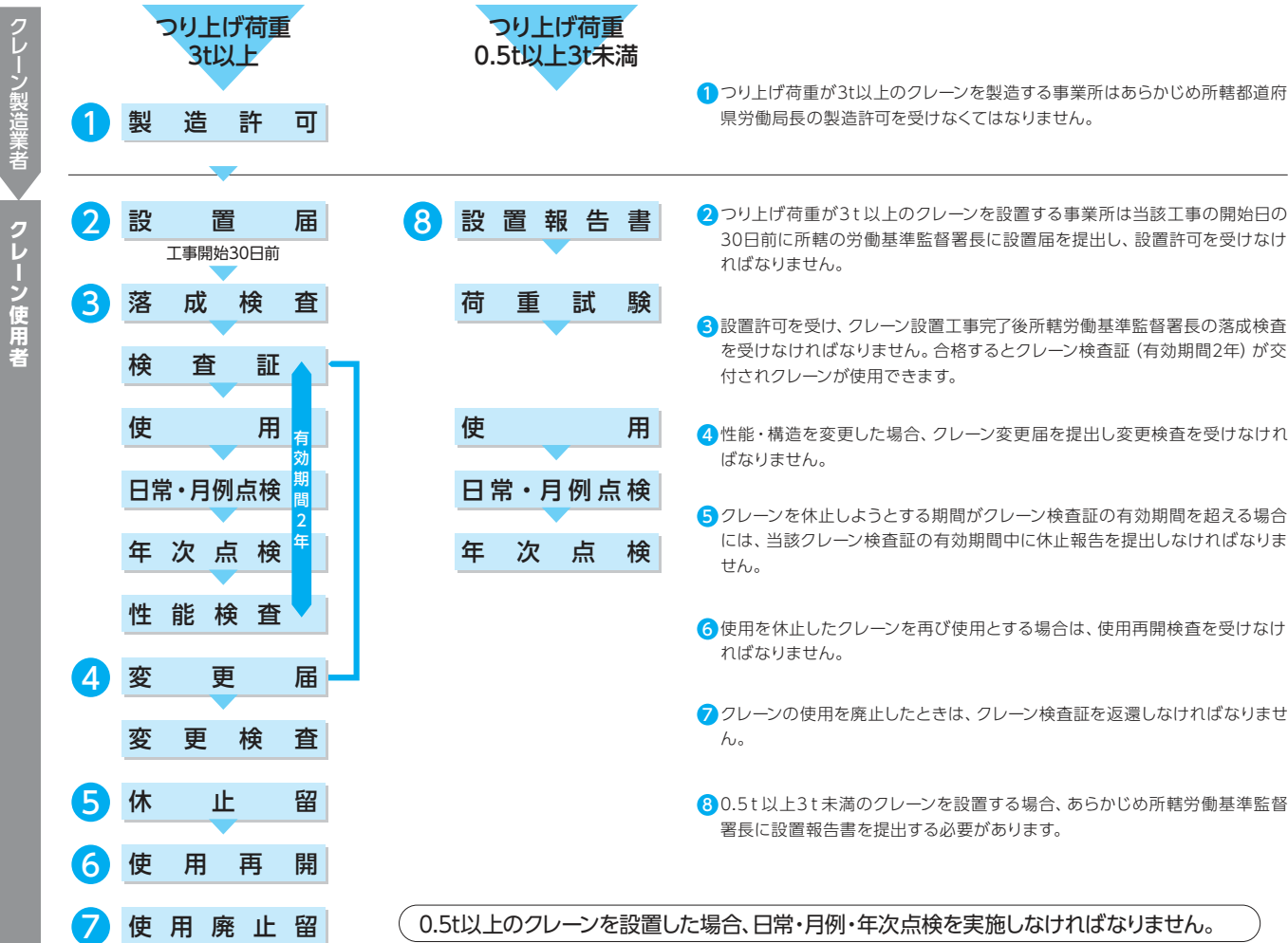
### ■吊り上げ荷重一覧表

#### 電気チェーンブロック

(単位:t) 電動ホイスト (単位:t)

型式	0.5	1.0	1.5	2.0	2.5	2.8	3.0	5.0	型式	2.0	2.8
ER1	0.501	1.002	1.504	2.004	2.504	2.805	3.005	5.014	S形	2.015	2.827
ER2						2.808	3.008				

※電気チェーンブロックは、標準速(S速)としております。  
※「設置報告書」の「吊り上げ荷重」欄に記載下さい。



※クレーン設置報告書はP20、21をご覧ください。

### クレーンの運転および玉掛け作業に関する諸規則

クレーンの運転または、玉掛けの業務にたずさわる作業者は、それぞれ定められた資格をもっていなければなりませんのでご注意ください。

クレーンの容量		0.5t未満	0.5t以上1t未満	1t以上5t未満	5t以上
クレーン運転者の資格	機上運転式クレーン 無線操作式クレーン	適用除外	クレーン運転の業務に係る特別の教育 (クレーン則第21条)		クレーン運転士免許 (クレーン則第22条)
	床上運転式クレーン				床上運転式クレーンに限定したクレーン運転士免許 (クレーン則第224条)
	床上操作式クレーン		床上操作式クレーン技能講習 (クレーン則第22条)		
玉掛け作業者の資格			玉掛けの業務に係る特別の教育 (クレーン則第222条)	玉掛け技能講習 (クレーン則第221条)	

## ( ) 設置報告書

様式第9号

事業の種類					
事業の名称					
事業の所在地	電話 ( )				
設置地					
種類及び型式					
つり上げ荷重	t	設置予定年月日	令和	年	月 日
製造者名		製造年月日	令和	年	月 日

令和 年 月 日

報告者 氏名

㊟

労働基準監督署長 殿

- 〈備考〉
1. 表裏の( )内には、クレーン、または移動式クレーンの別を記入すること。
  2. 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類(旧分類)による分類を記入すること。
  3. 氏名を記載し、押印摺ることによって、署名することができる。

※コピーをしてご使用下さい。(2枚)

揚重機

荷役・運搬

ジャッキ

プリント

クランプ

金属加工

鉄筋加工

締め付け

電動工具

環境・  
リフォーム

発電機・溶接機

季節商品

計測器

土木・園芸

コンクリート  
加工

エアーツール

電材

その他

資料・地図

## 記入例

### ( クレーン ) 設置報告書

様式第9号

事業の種類		
事業の名称	事業主殿の情報です。	
事業の所在地	電話 ( )	
設置地	設置場所を記載下さい。	
種類及び型式	テルハ	
つり上げ荷重	巻上機の定格荷重+フック質量	設置予定年月日 クレーンを設置する日を記載下さい。
製造者名	巻上機取付レールの製作者名 (巻上機の製造者ではありません)	製造年月日 レールを製作した日を記載下さい。 (巻上機の製造日ではありません)

令和 年 月 日

報告者 氏名 **事業主殿社名・担当者を記載** ㊟

所轄の監督署名を記載下さい。 労働基準監督署長 殿

- 〈備考〉
1. 表題の( )内には、クレーン、または移動式クレーンの別を記入すること。
  2. 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類(旧分類)による分類を記入すること。
  3. 氏名を記載し、押印捺印することに代えて、署名することができる。